

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年 8月 7日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課 長 古賀 睦之
	賃金指導官 若月 知宏
	電 話 03-3512-1614

東京都最低賃金の26円引上げを答申

東京地方最低賃金審議会（会長：都留 康）は、東京労働局長（局長：勝田智明）に対し、東京都最低賃金を26円引き上げて、時間額958円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 本年7月5日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し諮問を行った東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、8月7日、現行の最低賃金の時間額932円を26円引き上げ（引上率2.79%）で、958円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 この「26円」の引き上げ金額は、中央最低賃金審議会の「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安通りの金額です。
- 3 東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の東京都最低賃金の改正を決定する予定です。

〔参考 1〕

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

〔参考 2〕

過去 10 年間の改正状況

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
引上額	20円	27円	25円	30円	16円
時間額	739円	766円	791円	821円	837円

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
引上額	13円	19円	19円	19円	25円
時間額	850円	869円	888円	907円	932円

〔参考 3〕

最低賃金法第 4 条第 1 項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

最低賃金法第 40 条

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

〔参考 4〕

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。（①～③別添リーフレット参照）

- ① 業務改善助成金（中小企業向け）
- ② キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
- ③ 人事評価改善等助成金